

## 手代木勝任について ― 戊辰戦争後の幽囚時代を中心に

中西 達 治

はじめに

手代木勝任は、旧会津藩士。文政九年（一八二六）会津藩士佐々木源八の長男に生まれた。父の実兄手代木勝富（百石）の養子となり、通称を直右衛門といった。佐々木只三郎（坂本龍馬を襲撃したとされる）、同源四郎は実弟。妻は、会津藩士小川権次（百五十石）の二女、喜与子。文久二年、藩主松平容保が京都守護職に任命されると、江戸御聞番の彼は公用人として渉外関係を担当することになった。時に三十七歳である。藩主の側近として、新選組や所司代、町奉行を指揮した。元治元年、京都常詰公用人・御聞番御内用兼務となる。容保の代理人として参内し、將軍慶喜から賞賜を賜ったこともある。彼の才幹を見込んだ慶喜から、幕府出仕を勧められたこともあるという。鳥羽伏見の戦いの後、和歌山から、海路江戸に戻り、会津若松に帰った。奥羽戊辰戦争では奥羽列藩同盟のため活躍、諸藩に使い、籠城戦では若年寄として奮戦した。開城時には秋月悌次郎とともに米沢に向かい、降伏の使者として戦争終結を進める。戦後は、戦争責任を問われ、美濃高須藩に永のお預けとなった。明治四年高須藩が尾張藩と合併したため、名古屋に配流替えとなり更に翌年斗南藩預けとなる。明治五年、四十歳の時赦されて後は、新政府に仕えた。左院少議生、香川県・高知県の権参事を歴任し、明治十一年には岡山県吏となって区長を務める。この間、福島県知事の内命を受けるが固辞、明治三十六年岡山市

で病没した。享年七十八歳であった。

この経歴から分かるように、彼は明治維新前後の会津藩からみの政局において、大きな足跡を残している。本稿では、彼の高須配流中の資料に注目して、その動静を見てゆくことにする。

一

会津藩士で高須に配流された人物は、秋月悌次郎と手代木直右衛門の二人である。彼らは、九月二十二日の鶴が城開城後、十月十七日に藩主松平容保、松平喜徳父子の他、戦争責任者として真っ先に東京に呼び出された藩士五名の内に入っている。五名のうち、萱野権兵衛、梶原平馬、内藤助右衛門の三名は、世襲家老職である。手代木直右衛門は開城当時は若年寄に抜擢されており、秋月も軍事奉行添役として指揮に当たっていたので、責任を問われることは当然ではあるが、他の藩士などと比べて特に目立った行動を取っていたわけではない。彼らが目を付けられたのは、おそらく容保の京都における守護職時代に公用方として外交を担当しており、開城から開城前後にかけても外交交渉をほぼ一手に引き受けていたことで、こうした扱いになったものとおもわれる。

彼らはいったん東京の獄に収容され、後小倉藩細川邸に収容、翌明治二年六月にいたって高須藩に永のお預けと決定、七月はじめに美濃高須に到着している。この間のいきさつは、秋月悌次郎がふるさとの

家族にあてて出した書信によって知ることができる。この間、手代木直右衛門はどうしていたのだろうか。この点については、大正十二年六月養嗣子手代木良策によって刊行された『手代木直右衛門伝』にその一斑を垣間見ることができる。

この伝記は、明治四十年仙台の大泉荘客が手代木家の資料等を用いて執筆し、山陽新報に連載したものを元にして、二十年祭式典に際して増補刊行された。内容は生い立ちから没年に至るまで、非常に興味深いものがある。ここでは先にも述べたとおり、高須幽閉前後の彼の動向を本書によって紹介しておく。

## 二

以下に掲げるのは、会津開城の後、東京に護送されるにあたって猪苗代より夫人喜与子にあてた書状である。（送り仮名、仮名遣い等については原意を損なわないようにしながら統一を図ったところがある。なお、括弧内の注は、いずれも『手代木直右衛門伝』による。）

一筆申入れ候、寒さの折、御無事、めでたく存じ候。明十九日御二方様（容保卿父子）江戸表へ御沙汰、御登り遊ばされ、権兵衛殿（萱野）、平馬殿（梶原）、介右衛門殿（内藤、以上世襲家老職）、梯次郎（秋月）、吾等五人も名ざしに召し上せられ候。京都以来機密の御用仰せ付けられ候へば、身分に心せず名も聞え居り、又此の度の御事柄についても御使（奥羽聯合につき）も相勤め、かた／＼何様の御処分仰せ付けられ候もはかり難く、覚悟の上罷り登り候。

御城にて討死いたし候筈の処、不思議に生き存なが候事に御座候へば、今更悲しむべき事に之なく候。此の上は御老人様（養母）御看病筋よろしく頼み入り候。豊吉（長男宅寛）初め女子共の養育専一に存じ候。此の上は吾等うわさ深く案じたまはるまじく候。主馬、豊吉無事に御座候。御案じなされまじく候。かしこ

十月十八日

直右衛門

おきよどの

内容を読めば分かるように、彼はこの戦犯指名に対して、京都以来、枢機に関わっており、会津に帰って後も使者を務めるなど身分不相応に名前が知られていたからとし、城で討ち死にすべき所をいのち長らえたのであるから、悲しむことはない。今後自分たちについてどんな噂が流れるかは分からないが、気にすることはない。義母と子どもをを宜しくたのむと、妻に対して情理兼ね備えた言葉を残している。末文にある主馬は一族の誰か、豊吉は文中にあった長男であろう。二人は、直右衛門にしたがって行動を共にしていたことが分かる。

## 三

高須配流が決まった時、直右衛門は長男豊吉に対して次のような書状を送っている。文中松平範次郎とあるのは、時の高須藩主松平義勇である。彼は、松平容保の異母弟にあたる。この時会津藩は、容保の实子容大が当主となり、斗南藩三万石に減知と決まっていた。

一筆申し進じ候。上様益々御機嫌好く御座遊ばされ、此の上もなき御事に存じ奉り候。そこ元御無事と喜び入り存じ候。然れば我等松平範次郎様へ永御預けの御沙汰を蒙り、明十日御引き渡しの事に候。さてさて恐れ入り奉り候事に候。必死を覚悟いたし居り候処、凶らず御預とは誠に有り難き事に御座候。改めて申すまでも之なく候へども、我等事は御取立を蒙り、結構の御役儀仰せ付けられ、何とも御恩報じ致し方も之なく候処、今般の御達しにては尚更の儀、此れのみ残念至極に御座候。依りては此の上人品相嗜み、我等に代はり御奉公申し上げ候様第一と存じ候。次に内に取りては祖母上様、母にも申すまでなくよく事かへ、妹共をもよく親切に導き候事専らに候。

一、学問は不得手なりとも読み書き出来ず候ては御奉公ふつかも不東

に候あいだ、心掛け候様致すべく候。

一、朋友は好き人を求め交り候様致さるべく候。

一、我等事、昨年来至つて丈夫にて更に煩はしき事之なく候あいだ、そこ元にもからだを大切に致し候様存じ候。此の紙面大切に致し、取おとさぬ様に致すべく候。

以上

六月九日 直右衛門

豊吉殿

二白 まだ名乗り之なく候あいだ、手代木豊吉、宅寛と名乗り申すべく候。

主家のことを案じ、我が家は特別に取り立てられた恩義があるので、心身の修養に努め主家に奉公すること、家庭内では、祖母、母に仕え、妹をよく指導することを説き、更に、簡条書きで、学問をすること、友を選ぶこと、身体を大事にすることなどと諭す。そのうえで、この書き付けを取り落とさぬようにせよといっていることなど、いかにもほほえましい。更に追伸で名乗り名がまだなかったとして、「宅寛」とせよと指示、父親としてのまなざしがしみじみ感じられる。

妻子にあてたこれら二通の書信には、公私に目配りして遺漏なきを期する彼の人の柄がにじみ出ているといえるだろうが、主家に対する忠誠心とともに、妻子に対する深い愛情を感じさせずにはおかない。後に掲げる喜与子の手記「松の落葉」中に、「家族と宅寛とに遺書各一通ありたり」とあるのがこれにあたる。

#### 四

高須における二人の生活は、秋月悒次郎が故郷の家族にあてて出した手紙に生き生きと記されている。それらの手紙は、秋月一江氏編著『視点を変えた面白い会津の歴史』その他に翻刻されている。それによると彼らは藩主の兄弟に忠誠を尽くした人物として厚遇され、格別

の取り扱いを受けていたことが知られるが、手代木氏の側からこの時期について言及した文書は残念ながら見あたらない。しかしながら先に記した「松の落葉」には、

勝任は美濃高須藩松平範二郎殿へ永のお預けとなりたるが、此の高須藩は若松殿の御親戚なりければ、取り扱ひも寛大にして、坐敷牢とは唯名のみなりきとぞ後にて語りき。

(以下、書信の括弧内の注は筆者)

とか、明治四年の預け替えに際しての、

此の年九月に主人は高須より名古屋へ御預け替へとなりたるに、此の度は中々嚴重なりしも、名古屋は僅々四五十日なりしと見え、とかいう証言があり、おおよその事情は想像できる。

この配流中の行動で注目されるのは、秋月悒次郎、手代木直右衛門両者共に、子弟が高須にきており、起居を共にしていることである。

秋月悒次郎の高須から秋月三郎宛の書信第三信の冒頭には、明治三年八月中認め置き、そのままさしあげ候。

五月十一日出しのご御返書、去る七月十五日浩之丞彦根より持参、雀躍のあまりすぐさま披見、久しぶりにて細大の事親しくあひ分かりいくたびか繰り返し、落涙いたすのみに御座候。

とあり、悒次郎の養子秋月浩之丞(悒次郎の兄の子、文中に出てくる丸山四郎右衛門の弟)が、彦根から悒次郎の元に書信を携えてきていたことが分かる。さらに明治四年二月晦日の秋月三郎宛第四信では、

昨年八月十六日のご返書、同十一月二十七日手代木豊吉持参、拝見、先ずもて御かか様、お皆々様ご機嫌よく、重ね重ね結構の御儀祝しあげ候。四月中差し出し候状、六月あひ達し、御かか様の献品も届き候趣、安心いたし候。

(中略)

一、四郎右衛門仕合はせ、修行成り候条けつこうに御座候。ご書

中のとほり大分進み候模様、その向きにより奇妙なるものに御座候。尾州家より大金もらひ候につき、小子よりの月々二分二朱は浩之丞へ遣はしくれ候やう申し送り候。しかるに、東京のこの節いずれも飯料高にて、尾州よりの金ばかりにては足りかね候あひだ、またまた私へ下され候やうにと、浩之丞まで申し遣はし候あひだ元のとほり一分二朱づつ遣はし候。ただただ困り候は、無筆にて何事も申し越し候事あひ成らず、遣はし候ひても読みえず、まことに気の毒に御座候。

浩之丞事、昨年七月中参り、また冬中参り候ところ、彦藩（彦根藩）島村方何分修業にあひ成らず、かつ飯料もさし出しかね、世話に成り候ことゆゑ、かれこれ困り候内情、当藩（高須藩）教授職河原丈平へ内談、右同人方へ寄宿し、表向きにて私方へ引き取り同居、日夜教示、勤学に御座候。もつとも当所学校へ出席いたすことに御座候。

元来昨秋中当所豪農加藤司馬太と申す者、表向きは小子学僕の訳にて、一人別に薪炊いたし候もの召し連れ、寄宿・修行いたし居り候折りから、二階は二十畳ばかりも候はるところへ、司馬太と外の一人の者にて居り候あひだ、浩之丞同塾の姿にて二階に居り候。右司馬太は豪富のものにて、夜具など幾百人前も持ち居り候ことゆゑ、かれこれ借用、世話にあひ成り、冬暮より囚居に似合はず、にぎにぎしく暮らし候。手代木も如何にも好ましくあひ成り、豊吉を駿河より呼び寄せ、いよいよ大勢とあひ成り候。

さて、御案思も下さるべく候あひだ、御内々に申し置き候。当所私共お取り扱ひ向き、最初は手代木殿同居にて賄役人付きにて、金銭取り扱ひ候ことは元よりこれなく、着類作り候事も御座無く候ところ、昨夏中より振り合ひあひ替はり金米にて渡され、家来召し抱へ自分炊きにあひ成り候。世話には候へども内情都合よろ

しく御座候。一ヶ月三人扶持金十兩づつあひ渡し候。浩之丞参り候につき二両金増しくれ、折節少々づつ不時金などあひ渡し候。かつ、もつての拙き詩書、伊勢・尾張辺よりも打ち続き頼まれ、魚鳥菓子類、進物常々絶えざるほどに御座候。昨年中金札の分十四・五両もご座候はん。これは万一帰りの時、御かか様へお土産さしあげたく存じ、包みのまま取り置き候。ご一笑下されたく存じ上げ候。

右らの振り合ひにて、眼前衣食の事は少しも差し支へさらに御座なく候。浩之丞は昨年中夏羽織、かたびら拵へ遣はし、また五ツ紋羽織、こもん綿入れなど着させ、暑寒平襦、高袴出来、当月は例のご紋付きの袴にて当藩参事始め六十軒ばかり年礼あひ勤め候。斗南の地などには袴にて年礼致し候こといまだ出来申すまじく、楚囚の親と同居にてかへつて人事など勤め居り、人の境界は定まらぬものに御座候。家中屋敷など参る先々珍重がられて困る程の仕合はせに御座候。よつて兩人衣食始め、今日の事さらにご案思下さるまじく、よくよく御かか様、御姉様へ仰せあげられ下されたく候。さりながら、あまり都合よろしきふりなど、外へは咄しなき方よろしく候かた、この義きつとよくお含み下されたく候。ただただ一日も早く赦され帰り、お目に懸かりたきことのみ祈り居り候。（中略）

二月晦日

昨年四月中より振り合ひあひ替はり、手広なる同じ屋敷にて、手代木とは別居とあひ成り、小子居所として置き候ところ十畳一間、床並びに押し入れの付く六畳一間、三尺押し入れ付き十畳の方南開き、六畳の方北開き、十畳次の間四畳、六畳次の間二畳、玄関、浴室は手代木氏と相用に御座候。斗南へ参り候てもこの位の屋敷はほしきものと兩人咄し合ひ居り候。

とあって、高須における二人の囚人の生活ぶりが詳しく知られる。先ずここで注目されるのが、手紙を持ってきた人物である。すなわち手代木豊吉、いうまでもなく直右衛門の嫡子である。なぜ彼がここに来たのかというと、後文に「手代木も如何にも好ましくあひ成り、豊吉を駿河より呼び寄せ、」とあるように、手元で薰陶するためだったというのである。この書信中では、第三信を持参した浩之丞が、彦根での修行を諦め、高須藩教授の河原丈平と内談して高須に来ていたこと、それに関連して高須藩から支給される手当が二両ふえたとある。おそらくは、手代木豊吉についても同じような措置がなされたであろう。

衣服、食べ物に事欠かず、年始礼を整える、書画の揮毫による収入はそのまま蓄えてあるというところに、彼らの暮らしぶりの一端が透けて見える。配流地でのこれら二組の父子の生活は、最果ての斗南藩での生活と比べて格段に豊かなものだったのである。喜与子夫人の「松の落ち葉」に、

かくて明治四年の元旦となれば、餅も五升ばかり搗き、先づ高須藩にある主人及び宅寛に陰膳を供へ、鱈・鮭の魚類にて侘びしき正月を済まし、

とあるのと比べてみるとその間の事情が分かるのである。

## 五

『手代木直右衛門伝』の記事によれば、彼の前半生においては公務にいとまなく風流韻事に関わる余裕はなかったが、抑留中に折に触れて和歌を詠じるようになったとして、この時期に詠まれた和歌をいくつか紹介している。

預け人となり侍りて東の京より美濃の国へまかりける途にてよめる

箱根山浮雲晴れて玉くしげ ふたたびこえん事をしぞ思ふ (879)  
来しかたを思ひ出づれば命ありて こゆるもかなし佐夜の中山

預人となり侍りて美濃の高須に在りしころ密かに故里によみつかはしける

藪しわかぬ君の恵のあまねくは となみはる風いまか吹くらん

同じ頃故里を思ひ出でて

覚つかないかにやなりし故郷の のきのつまなし庭のなでしこ

(850)

山の井のすめばすまるる世の中を かこつも浅きころなるかな

(788)

わびて世にふる野の野辺の古蓬 かる人なしに老にけるかな

(792類歌469)

武夫ものぶの矢田野の真葛老ひぬれば うら悲しげに秋風ぞふく (493)

思ひ出でて袖こそぬるれ小車の あやの松山あやにくの世を

配流先へ護送される旅の最中、箱根では赦されて帰る事が出来るかどうかを危ぶみながらも帰る折りのあることを思い、歌の名所小夜の中山を越えるときには、「命ありて」という言葉に、戦争をくぐり抜けた自らの体験を滲ませて、西行の述懐とは異なる感慨を表現している。枕詞「玉くしげ」を用い、あるいは西行の歌を踏まえて読むなど、初心者とはいえない技巧を用いた詠歌である。「預人となり侍りて美濃の高須に在りしころ密かに故里によみつかはしける」という詞書の歌は、新たに立てられた斗南藩の春に思いを馳せたものであり、高須に到着してのちには、秋月悌次郎と同じく故郷の家族に手紙を差し出していたことが分かる。「のきのつまなし庭のなでしこ」がどう

なったかを思いやるふるさと懐旧の歌、さらに述懐の歌四首には、押さえた表現ながら、いずれも激動する時代のまったただ中において、自らの進退が翻弄され現在に至ったことを痛憤する思いに満ちている。

六

『手代木直右衛門伝』に遅れること九年、手代木良策は手代木直右衛門の二十九年祭を期して昭和七年に『勝任歌集』を刊行した。本書は、新年、春、夏、秋、冬、恋、詠史、雑の部立てからなり、九百三十首が収録され、別に妻女喜与子の歌四十二首もおさめられている。前記の歌も、多くはその歌集中に見つけることができる。括弧内に記した数字がその歌番号である。

これらの他にも、歌集中には高須幽閉中の作と思われるものが何首か存在する。

更衣

現ともなきに三年の春を経て また夏ころもけふぞきにける (391)

高須抑留三年目の更衣と見て間違いあるまい。また、先の「覚つかない」

(850) に続いて

九月十三日秋月胤永が「去年今夜在城中。何料今年此地同。酌

酒共談防戦苦。月明過雁憶英雄。」といへるから歌を作りて見

せけるに同じ心をよめる

月見つつ去年の今宵をおもひ出る ころろに響く玉ひきのおと (851)

ながらへて今宵の月を今茲に 君と見んとは思はざりしを (852)

という詞書を持つ和歌二首が収められている。秋月の漢詩は、天正五年九月十三日、畠山氏との合戦に出陣した上杉謙信が、畠山氏による能登七尾城陥落を目前にして賦した陣中作、「九月十三夜」を念頭に

置いた作であるが、流刑地で見ると十三夜の月に、戦勝を高らかに歌った謙信をおもい、敗残虜囚の身を嘆く秋月の詩に対して、勝任は和歌

二首で唱和した。京都の政変に始まる戦いの日々、その最前線にあった二人が、虜囚として今、明月のもとで一年前を回顧している。彼ら

にとって過去はそのまま現在の境遇につながっているのだ。詩に込め

られた万感の思いが読み手の心を打つ。勝任の引用した詩には、「囿」↓「城」など一部原詩と異同があるが、意味は変わらない。因みに情景表現としては、「囿中」の方が「城中」より緊迫感が強い。囚人としての日常の中で、秋月の「から歌」に対して和歌でこたえる手代木、琵琶か琴か、月下に流れる音楽を聴きつつ、激動のさなかにあった一年前を回顧する、素直な読みぶりの中に、体験を共有するもの同士の無限の思いが表現されている。(ちなみに上杉謙信の「九月十三夜」は次のようである。)

【読み下し】

霜満軍営秋気清 霜は軍営に満ちて秋気清し

数行過雁月三更 数行の過雁月三更

越山併得能州景 越山併せ得たり能州の景

遮莫家郷憶遠征 さもあらばあれ家郷の遠征を憶ふを

部毎に整理されているため、一見してこの時期の作とは判断できないものもあるが、内容から見てそうではないかとおもわれる作品は他にもある。この点については後考に待ちたい。このほか、

北畠道龍が我が棗梨園を訪らひ来たりしに 明治と改まりし春

軍敗れて紀の国に落ち行きたりし事も語り出でつつ

立ち別れ年は経つれど忘れぬや 紀のうみ山のふかきめぐみを

事ありて後二十とせあまり五年を経て故郷にかへりてよめる (902)

都までひかれし春はむかしにて 名のみ残れる若松のさと (907)  
と、遙か後年、鳥羽伏見の戦いの後松平容保が徳川慶喜と共に江戸に戻ってしまった後始末で世話になった北畠道龍との再会を詠んだ歌や、岡山県の役人時代に故郷に帰った折りの感慨などもある。

七

『手代木直右衛門伝』には、彼の進退に関わって松平容保が詠んだ和歌が記されている。

こたび公より仰せごとありて手代木勝任の高須にあづけらるる折に

八重雲のけふはその身にかかるとも とく吹きはらへ木曾のやまかぜ

先つとしかくよみて遣しけるに 此の壬申の春罪ゆるされて程なう公の司に加へられしに、こたび又選ばれて香川の県にさへ行きけるは いたうれしき御恵の風かなとよるこぼしくてなはいはふぞや今は長閑き青雲に 立かはり行く旅のかどでを

勝任の任に赴く馬の餞に

仰せごと事なくはてて恙なく かへらむときをいまよりぞまつ

手代木家は知行百石の中土であったが、直右衛門は登用されて追々昇進して若年寄(国老格)に進み、世襲の老臣萱野、梶原、内藤等に次いで枢機に参与した。これは、この時代としては破格の抜擢であった。そのことは、先に見た長男宅寛に与えた手紙の中に「我等事は御取立を蒙り、結構の御役儀仰せ付けられ、何とも御恩報じ致し方も之なく候処、」と勝任自身が記していることでも分かる。そのことがあってか、彼は終生主家に対する家臣としての礼を失わなかった。喜与子の日記「松の落葉」には、明治五年赦されて後左院少議生に任官する際にも、

旧君に、任官差し支への有無を伺ひ出でしに、快よく御許可あらせられたるのみならず、前途を祝ふとて一首の歌をさへ賜はり、

新政府に仕へて御奉公に力を尽くし呉れる様との御誼ありければ、と松平家の許可を得た上で任官している。この時の容保の歌が「いはふぞや」であることはいうまでもない。伝記中には、維新後会津家は

ほとんど無禄の姿になり経済的困窮はなはだしかったので、手代木はその俸給の半を割いて旧君家に呈すること二十年一日の如くであったという、彼の人となりをうかがわせるエピソードが記されており、容保の贈歌も宜なるかなと思わせる。

まとめ

彼にはこれらの他、高須においてものした和歌の色紙、短冊の類がいくつか残されている。詳しくは拙稿「秋月章軒の遺文について」(『金城学院大学論集』人文科学編第四巻第一号所収、二〇〇七年九月刊)を参照されたい。それらとは別に、架蔵の短冊に、

よそにのみ菊のさかりをおもひしに おもひもかけずけふあひにけり

がある。素朴なよみぶりで、菊のさかりを主題にしているところを見ると、十三夜の詠作前後のことではないかとおもわれる。

以上、本稿では、『手代木直右衛門伝』、『勝任歌集』を中心に、彼の高須幽囚時代の、動静とそこで作られた和歌について報告した。まだこのほかにも彼の詠作はあるとおもわれる。心して調査を進めてゆきたい。

## 付記

会津戊辰戦争の開始から戦後にかけて、会津在住の留守家族にはどのような運命が待っていたのか。城中、城下で華々しく戦った女性達、あるいは潔く自刃した人たち、様々な事例が知られているが、それらとは異なる苦難の道を行んだ人たちもいた。これまで何度も言及、引用した手代木喜与子の手記「松の落葉」は、そうした事柄を知るのに貴重な資料である。宮崎十三八氏によれば、手代木勝任は元江戸常詰めだった関係で、若松に戻っても郭外に居住していたという。彼女は、会津藩士小川権次（百五十石）の二女。彼女は、夫と長男を送り出した後、七十過ぎの義母、幼い女子三人を率いて、一家をまもり続けた。本文には官軍の目を逃れての逃避行、斗南移住で嘗めた辛酸の実態が、生き生きと描かれている。高須にあった秋月悌次郎が、

斗南の妻方よりも一と言のふみも御座なく、これも同様筆無調  
法ゆるの義、お常などよく精出し、手仕事の隙、夜分ねる時なり、  
ふみの書きやう覚え候やう致すべく候。手代木氏の奥方は毎度こ  
まごまの状にて何事もよくあひ分り候。（高須よりの第五信）

と、自分の妻と比べて、手代木夫人の文筆を褒め称えている理由がよく分かる。本文は、伝記の他『会津戊辰戦争史料集』（宮崎十三八編、新人物往来社一九九一年刊）に収録されているが、参考として『手代木直右衛門伝』中に引用されている全文を掲げておく。併せ読むことにより、事情がより一層よく分かるとおもわれる。内容理解の便を図り、送りがな等を整序し、段落に分けて見出しを付けると共に必要に応じて括弧内に簡単な注を付した。

## 松の落葉

▼明治元年八月、官軍若松城総攻撃。二十二日、勝任と息子宅寛は、篠突く雨の中を若党・下僕等と武装して入城。

是の歳（明治元年）の八月に官軍は若松城を十重二十重に取り囲み、日夜攻撃の絶え間なし。主人は去る三月に帰城し、只管防守の事に力を尽くし、一方の口を守りたり。城兵もここを先途と戦ひて各地の官軍を駆け悩ましたるが、二十二日の早朝猪苗代方面にて石席の味方運悪しく退きければ、寄手の大軍潮の寄する如く城下をさして追ひ来たる。

かかれれば城下の騒動響ふるに物なく、市民は皆々縁故を頼りて、家財を市外に運び、老幼道に泣き叫び、実に目も当てられぬ状況なりしが、武士はさすがに日頃のたしなみありて、静まりかへつてありけるは、勇ましくもまた雄々しかりき。この日城内一般に「早鐘を撞かば即刻に立ち去るべし」との命令を伝へられ、二十二日は夜一夜まどろみもせず夜を明かしたるに、折からの大風雨の荒れに荒れて、樹々の唸りの物凄じくこの荒天に、もし早鐘の鳴らば如何にすべきと語り合ふ内に城中の早鐘一時に響き渡る。すはこそと取るものも取り敢へず、それぞれ出立の用意を急ぐ。その折主人の打扮は、羅紗筒袖に同じ筒袖雨合羽を被りて、大小を横たへ、長男宅寛生年十五歳、まだ幼顔のあどけなきに、同じ雨合羽を被りて、鉄砲を肩にし、若党三人、これも鉄砲を担ぎ、下僕は槍を提げて、主従六人、篠つく雨を物ともせず、勇ましく城に入りけるが、今もその姿の目に残りて何とも言へぬ心地のせらるるなり。

▼残された家族五人は、従者三人と共に鍛冶屋敷村伝蔵方を頼って若松退去。同行するはずだった家老内藤氏の家族は、面川村の菩提所で官軍に囲まれ自殺。

残りし家族の内、老母は今年七十歳、歩行の困難はいふまでもなく、



長女十一歳、次女八歳、三女三歳、此の四人の老幼を手一つにて、大雨の中を目的もなく逃げ出でんこと一層の難儀なり。御城近くの婦女老幼は城に籠りしも多くあれど、自宅はお城を隔たりたる御馬屋町にあり、御城附近は既に火の手盛んにして、とても入城も叶ひ難く覚えし故、大雨を犯して、ただ老母に著せまゐらすべき夜具一つのみを携へ、下女一人、下男二人を供に、住み馴れし家に家具万端そのまま残し置き、町はづれなる鍛冶屋敷村伝蔵方を使いりに落ち行きぬ。自分と長女と二女との三人は、用意の金を胴巻きにし、女ながらも大小を腰にし、もし敵の狼籍に遇はんには一太刀なりとも目に物見せて、潔く自害せんと決心しぬ。さて吾が家族は最初より家老内藤氏の家族と生死を共にすべき約束なりしも、大雨のために隔てられ、互に行途を失ひ、殊に心細きを覚えたり。後に聞けば内藤氏主従十五人は、二里ばかり隔りたる面川村の菩提所に落ち行きけるに、官軍に囲まれ、一同枕を並べて自殺を遂げられたりとぞ誠に酸鼻の極はみなり。

▼大暴風雨の中、伝蔵の家に着くが、官軍襲来との報に逃避行を続け、数日後再度伝蔵の家に一泊する。逃避行のさなか、火薬庫の爆発の音を聞いて仰天した。

何分にも大風大雨の真最中、二十八万石の御城下幾万の避難者が右往左往に走り回りしこととて、その混雑は一方ならず、一同深田の如き泥道を、宙を飛ぶ心地にて、辛うじて伝蔵方に着きたるに、年來の出入りといふ、かつ家も大きかりければ、親切に取り扱ひくれたれど、今はしも官軍城下に乱入し、家々に火を掛けて焼き払ふ最中なれば、何時此の地に押し寄せ来るも計り難く、もしおめおめと生け捕られ、あらぬ死に耻を曝らすもうたてき限りなれば、不安の裡に一夜を明かし、翌二十四日の夜中に、敵軍攻め来るとの急報ありければ、各草鞋わらじを穿きしめ、真夜中の闇路をひた走りに走ること二三里ばかり、されども敵の来る様子も見えざれば、夜明けまでに又々元の伝蔵方に戻り

ぬ。女の身にて草鞋穿きしことは始めにて、小児等は殊に困りし様子なれど、一言の苦情をも言はざりき。

明くれば二十五日、官軍の捜索いよいよ嚴重にして、伝蔵方にも隠れ難くなりければ、その親類といふを便りに、昼より中洗をさして行く。日の暮頃、とある河原を通りし時、轟然として天地も裂けんばかりの音しければ、一同覚え腰をつきぬ。こは火薬庫の爆発したるなりとぞ。夜に入りて中洗に着き、四五日此の地に滞在せしが、官軍又もや此の方面に回れりと告げし者ありければ、又々伝蔵方に帰り一泊したり。

▼九月、出入りの大工栄吉を頼り、栄吉の母の実家にゆく。戦鬪が続く中滞在数日、官軍の襲撃を恐れてそこを離れる。若松藩縁故のものを泊めたら厳罰に処すという官軍布告を知り、迷惑をかけないようにと松下源助という偽名を名乗ることにしたが、逃避行は困難を極めた。

九月に入りて、出入の大工栄吉が五里ばかり隔つ村松といふに居るを思ひ出し、之を頼り行き一泊したるが、此の地も敵に近しとて、又々一里進みて関根といふに行きけり。こは栄吉の母の実家なるが、生計向きも貧しき様にて、吾々に八畳の一室を貸し与へ呉れたれど、雨をも凌ぎかね、蓆にて漏りを防ぎて暮したることもあり、折から稲刈の最中なりしが今日苺取り取りたる稲を直に扱き落し、晩にはこれを搗きて飯に炊ぐといふ苦しき世帯、見るも気の毒なりしが、さりとして外に行く先もなき身なれば、十日許り仮り住居したるに、或る夜半里ほど隔りたる処に激戦ありしかば、此の地へも官軍来るともあらんかと急に関根を立去り、綴村なる庄屋の許に一泊せるに、此の頃官軍よりの布告に「若し若松藩に縁故の者を泊むる時は、一族従類で誅すべし」と達せられたりとしてその信偽は知れざれど藩士といへば身の毛を立てて震ひ怖れある有様にて、一夜の宿を頼むにも容易ならず、但し手代木直右衛門の家族といへば、何かに便宜多からんと思へど、又

一方官軍の搜索は却つて嚴重となりて、難義を重ねることもあらんとて、関根の宿を出し後は、わざと松下源助と仮名せしに、さる名もなき、武士の家族には、軒の下をも貸し呉れず、難儀は一しほ増しぬ。

元枝中枝の両児には、かねがね「官軍に出逢ひなば、何時殺さるるも知れざれば、その場に及びて、未練なる挙動して父上の名まで汚すな」といひ含めあれば、宿りの定まらずして、日暮れまで徘徊する時などには、両児が「何時殺されるのでせう、何時死ぬるのですか」と尋ぬる言葉を耳にするさへ胸も張り裂けん心地せり。

▼延沢で庄屋をしている母の実家小川氏の知人を訪ねるが断られ、さらにその紹介で訪ねた先でも、峻拒される。戻る途中情けありげな老人に出逢い、柴刈り小屋に住むことになる。その後、先の庄屋が、手代木の家族と知り援助の手を述べ、新たに小屋を建てた。

十二日綴村を出でて金屋に一泊す。かく一日一日に宿を更へ、草木にも心を置きて、落ちかくるる主従八人、皆足弱者ばかり殊に七十以上の老母は、何時病みつかれんも計り難ければとて、若党一人を附けて金屋に残し、居処だに定まらば迎へ取るべしと約し、翌十三日主従六人は、母の実家なる小川氏の知人が、延沢といふ此の地より七里の山間にて、庄屋を勤め居ることを思ひ出し、険しき山坂をとほととたどりて日暮れに庄屋の家に着き、仮名の松下源助を名乗りしに、庄屋は怒りの眼鋭く、さるさまなき人に訪はるる覚えなしといふを、主従が平に頼み、今更七里の山道を引き返さんことは殊に難渋なれば、軒下なりと一夜を明かさせたまへと、折入りて頼みしに、庄屋もやや心解けしと見え、さらば明朝未明に立ち去るべし、今宵一夜は御泊め申すべしと承知したれば、雨露に打たるだけは免かれたれど、さて此の次には何処を目的に行くべきぞと、夜もすがら眠りもせず、庄屋に相談したるに、主人のいふ、若松様としては、何れに行くともお宿は致すまじ、又敵に見出だされては一大事なれば此の地よりも猶山奥

に猿倉といひ、只三軒の家あり、これならば心安かるべしとのことなれば、里程を問ふに、三里ありて道はいと峻しといふに、一度は躊躇したりしも、斯く行く先々に断られ、二夜と泊る家もなく、又敵に相逢んも苦しければ、いよいよ決心して未明に出立のことに定めたり。此の日は九月十三夜とて、団子は振る舞はれ、小児等の嬉し顔なるを見るも涙の種なりき。

十四日は未明に起き、朝飯をも食はで、只管三里の山道を急ぎ、一時も早く安全の地に着きたしと思ひし程に、腹の空くをも打ち忘れ、辛うじて庄屋の話の三軒家に辿りつき、丁寧に頼み入りたれど、一向に聞入れず、強いて頼めば官軍に告げ出でもせん見脈、今は取りつく島もなければ、残念なれど、生き恥を曝さんより此処に自害せんといへば、老僕六兵衛其の頃六十歳、終始忠実に働きくれたるが、其の御言葉は有理なれど、此処に死するは犬死なれば、一太刀なりとも敵に怨みて、死にたまへと、諫む。やうやう思ひ直し、用意の道明寺糰はしを取り出だし、軒下にてかぢり居たるを家の内より、之を見ながらも、一椀の湯も恵みくれず、落人の身なれば是非なき次第なれど、さりとは又鬼にも似たる人々よ。

涙の中に餉を終り、又々三里の道を引き返し、延沢村に入らんとする途中、情あるらしき老人に出逢ひたれば、事情を語りて頼みしに、さらば二三町の山奥に一箇の柴刈小屋あれば、暫しなりと住まはれよ、豆も芋も家内から運んで進ぜうとて、其の家に連れられ、久しぶりに温かき飯を振舞はれたれば、子供の喜び一方ならざる処に、金屋に残りし老母は、皆々の身の上を氣遣ひ、若党を供に、此処に尋ね来たりたれば、喜びに喜びを重ね、皆打ち連れて午後より柴刈小屋へと行き見て見るに、柱は堀立てにて、笹の葉を葺き、広さ八畳位に、怪しき筵を敷きたり。天井より鈎を下げて鍋を釣り、別に竈を作り、枝を曲げて炬燵とし、夜は灯火の用意もなければ、闇のままに眠りたり。され

ど、最早一定の住所を得たれば不自由ながらも大に心を安んじ一日一日と送る内、曩に延沢村にて一言に跳ね付けし庄屋が、後に手代木の家族と聞き知り、尋ね来たりて過日の不都合を打ち詫びけり。さて此処より四五町奥に、水の都合よき地ありければ、三日の後には此の地に新築して引移りぬ。

もとより粗末の小屋なれば狭きことと寒きこととは云ふまでもなけれど、最早追ひ出さるる心配と、敵に出逢ふ恐れもなく何となく心落ち着きて、夫や長男の身の上、城内の噂などに日を暮し、塩・味噌・米の買ひ入れには、下男を遣はして、細き煙を立て居たるに、又一人の老人の親切なるが訪ひ来たりて、一同を労はりさきの老人の慾深き、腹悪しきこともを告げ知らせて、此の後も度々尋ね来たり。

▼若党治郎を国元に帰した。残った下男と下女は逃亡、家族は総出で雑事をこなした。若党治郎が戻り、若松降伏を報告する。大工栄吉もたずねてきた。栄吉の家に戻り、官軍の配給を受ける身となる。勝任と宅寛の無事を知り安心するが、二女の中枝が熱病を患う。若党に暇を出したので召使いがいなくなり、なり振りかまわず家事に明け暮れ、難渋した。

新小屋に移りて二日目、若党治郎に暇を与へて故郷津川に帰し、世間の様子をも伺はしめたるが、其の翌日年上の下男六兵衛と下女とは何れにか逃げ去りたり。こは先の慾深き爺の人困らせの計略とは後に聞き込みたり。されば買物の用使には長女元枝、甲斐々々しくも猿袴といふ百姓娘の穿きものを用る、手拭を被り草履を穿き、山谷を走りて用事を弁へ、もとより髪結の道具櫛一枚をも持たざれば、頭髮は乱れに乱れて蓬の如く、湯は不自由なれば垢に塗れ誰が目にも炭焼の家内とぞ見ゆ。

かかる処へ若党次郎津川より帰り来たり、又村松の大工栄吉も吾々の身の上を案じ、且つ若松降服のことをも知らせんとて数里の間、心

当りを問ひ回りて此の柴小屋に居るを知り、廿六日に来りて落城の模様、城下の有り様など委しく物語り聞かせければ、然らば一刻も早く村松に帰らんとて、廿八日に小屋を引き払ひ、夫々心付けなど取らせて大工栄吉方に帰り、四畳の一室に五人起き臥し板場に竈を据ゑて世帯に持ちたるに、官軍より一日に米五合、銭二百文つづ宛行ふとの命あり、且つ勝任・宅寛兩人とも生存の旨を聞きこれにて一先ず胸撫で下したるが、次女中技因らず熱病にかかり、三十余日煩ひたるは狭き一室限りの処とて一人の難義、此の時若党にも暇を取らせれば、自分分は機織り炊事の外、米搗き榎割りなどもして、元枚は下枝の傅りをして侘びしき日を送りたり。

▼勝任と宅寛の所在判明、衣類などを持たせてやる。その後勝任は東京に送られたが、妻と宅寛宛の遺書を残していた。翌明治二年、勝任は高須藩、宅寛は松代藩江戸屋敷に御預けとなる。高須藩の扱いは寛大だったとは勝任の後日の証言である。

若松降服の後、勝任は猪苗代に在りし故、衣類など持たせ遣りたるが、二度目の時は十月半過ぎにて、既に御主君容保公父子及び萱野権兵衛・内藤助右衛門・梶原平馬・秋月悌次郎と共に江戸に召され、因州公の邸に預けられたる後なりしとて、家族と宅寛とに遺書各一通ありたり。宅寛も松代藩の江戸屋敷にお預けとなりたるが、翌明治二年五月夫々料を定められ、萱野権兵衛一人切腹と定まり、勝任は美濃高須藩松平範二郎殿（高須藩主松平義勇、容保の弟に当たる。）へ永のお預けとなりたるが、此の高須藩は若松殿の御親戚なりければ、取り扱ひも寛大にして、坐敷牢とは唯名のみなりきとぞ後に語りき。

▼明治三年十月、斗南藩に国替えとなり一同移住。閏十月一日新潟港を出港。二日二夜の間飲まず食わずの苦しい旅の末同月三日、青森県野辺地着。六日の朝老母は駕籠、子ども達は馬、自分は徒歩で出発した。

家族は引き続き村松栄吉方に仮寓したるが、明治三年十月十一日御国換へととなり、（斗南藩が立てられたのは、明治二年十一月。陸路、

海路の二方法で移住が実施された。この時使用された船は、アメリカカ船ヤンシー号、一一八七トン。乗船者、一二五六名であった。）若松

二十八万石は斗南三万石となりて、陸奥下北半島の人烟稀なる妙見が原といふを、斗南の原と改めて、広漠たる荒野に赴くこととなれり。

其の扶持米は身分の高きも低きも平均百三合と定まり、農工商勝手たるべしとのことなれど、少数の者の外は、忍びて皆新領地に赴くこととなれり。依りて一家は二年あまり住み馴れし村松の地を十月十一日

に立ち出で、十二日は若松に宿し、十三日は野沢に、十四日津川に、十五日は津川より川舟にて阿賀川を下りて、夜半新潟に着し、長昌寺

に留まること十六日間、新潟は名高き波の荒き処にて、七十余歳の老母と五才の下枝とを小舟より本船に移すときの危険は誠に命掛けの有様なりき。取り分け他の家族には大抵男子の付き添ふものあれど、吾

等は老人と婦人のみにて殊更困難を極はむ。食糧として一人に餅一升分下されたれど、船中なれば焼くことも叶はず二日夜の間飲まず食

はずに過したり。

乗客総員二千五百人、各自の荷物とを積み込みたる故、さすがの大船も寸尺の余地もなく、吾等五人は事務員船房の出入口の通路に座を

占め、風呂敷を敷きて座したる上に、各大包を携へたれば身動きもならず、二日目に奥州の野辺地港に上陸し、ここに三泊、閏十月六日の

朝いよいよ斗南が原へ向けて出発といふに定まり、老母は名ばかりの駕籠、下枝と中枝は馬上に箱を拵へて両方に乗り、元枝は荷物と弁当

とを積みたる馬に乗り、自分は徒歩にて宿を出で有戸にて昼食、横浜にて宿泊と定めたり。

▼寒風吹きすさぶ砂浜を馬、駕籠、徒歩に分かれて行く。進行速度が異なるため何時しか別れ別れとなり、悲痛な思いでそれぞれが目的地

に向かう。夜ようやくいっしょになり、昼食と夜食を一緒にした食事を取る事ができた。

頃しも閏十月の寒空なるに、此の辺一帯左に海を控へたる砂浜にて、足の運び思ふに任せず、海よりは荒き潮沫吹きまくり、徒歩も馬上も

なかなかの難儀なり。殊に馬、駕籠、徒歩との三種なれば、何時しか別れ別れとなり、如何なる間違ひなりしか二匹の馬は有戸にて昼食を

もなさず進み行き、吹きまくる寒風に子供等の頭巾は濡れに濡れて、中枝と下枝とは、寒さと空腹とに堪へかねてや、後振向きて「姉さん

姉さん」と声の限りに呼び立つれば、姉の元枝もまだ十三の子供なれば、如何にせん工夫もなく、後を見れど母の影だに見えず、又老人の

駕籠も来たらざれば、心細きこと限りなく、遂には共に泣き出し、唯馬の進むに任かせて横浜に着きければ、宿引きらしきもの「手代木直

右衛門様の御迎ひ」とて或る大なる宿に着きたれど、母も居らず老人も来たらず、只三人やうやう馬より下りて、寒さにごごへたる手足を

火に暖めて待ち侘びたり。

かく手筈の狂ひたるは、最も早足の老母の駕籠は、有戸の村とて往還より半里ばかり奥に入る処に着きて、馬と自分とを待ち居るに、馬

は直行して村に立ち寄らず、自分もまた村のあるを知らず通り抜けたれば、頻りに馬と駕籠との上に心を配り、行き逢ふ人々に一々尋たれば、奥州訛の分り兼ねたれど、二匹の馬は早や横浜の宿へ着きたるら

しく思はれて少しは心を安んぜしも、老母の駕籠の行き先には大に心を痛め、今一応跡へ引き返して、駕籠の在所を尋ねんかと思へど、日

も早や入り方に近くて、横浜に着ける女兒はさぞや困り居るならんと前に引かれ後に引かれ、暫く進みもやらず帰日も得せず、寒さのため

に雨合羽の雫は氷柱となりて裾に垂れ、餓えと心配は身を殺ぐ如くなれど、よき工夫も出でざれば、逢ふ人毎に言伝ことづてて、駕籠に逢ひたまは

ばかくかくと告げたまへと、くれぐれ頼みつつ、一足は行き、一足は

止まり、進むともなく退くともなく、道具仕掛けの釣り人形に似たる様になりし折から、思ひ掛けなく後より老母の駕籠の追ひつき来たりたれば、胸撫で下ろして嬉しきこと限りなく、さぞ空腹におはすらんと、出発の折、野辺地にて求め置きし餅三つ四つをさし上げ、これにて大に力を得、駕籠を先に立てて横浜さして急ぎたり。

老母はまた有戸にて待ちたれど、徒歩と馬との来たらぬに不審を起こし、嫁の足の疲れたるか、孫に病気の起こりたるかと、心のみ痛めて待ち侘ぶること二、三時間、兎角の中に日も西に傾きたれば、定めて道を違へたるならん、先づ予定の横浜に急ぐべしと、飲まず食はずに道を急げるなりと。横浜に著けば、三人の孫喜び飛んで出でたれど、老母は疲れと寒さとに身動きもならず、漸く駕籠を這ひ出たるのみにて、人の助けにより一室に入り、三人の孫共に物語り居る処へ自分も著したれば、昼飯やら夕飯やらを一度に済まして臥床に入りぬ。

▼馬が三頭になる。途中牛に換え田名部到着。勝任の実家佐々木家の当主の出迎えを受け、一安心する。数日やっかいになった後新居に落ち着いたが、粗末な小屋で、防雪対策などに苦しんだ。

翌七日は三匹の馬來たりたれば元枝と自分と各一馬に乗り、中枝と下枝とは相乗りとし、老母は駕籠とし、昨日に懲りたれば弁当は名々持ちとし、横浜の宿を出発し、オコナイにて午飯をなしたるに、此の地方は馬乏しければとて、三匹とも牛に換へ、目的地なる田名部に著きたるに、主人の実家なる佐々木の叔父（勝任の次弟、佐々木主馬）出迎ひに来たりたれば、大に便宜を得、八日にはここより十町程隔りたる斗南が原の新開地に着し、五六日叔父の内に厄介となりし内に家の造作も終りたれば、始めて吾家といふに入り、兎に角心も落着きたり。

しかし家といふも名のみにて、素より急造の小屋なれば、風雨をさへ凌ぎかねたるに、折柄既に十月の寒空、殊に雪国のことなれば、雪

囲ひの用意とて子供相手に山より杉松の葉を運び、室内には炬燵を拵へ、別に定まれる仕事もなきまま、櫓火を囲みて主人や宅寛の咄しの外、縫ひ物やら食事の世話などに日を暮し、夜分は魚油の臭きほの暗き行灯の下に、来し方行く末を語らふなりけり。

▼斗南に着いて一ヶ月後、老母が亡くなった。大雪の中、櫓に棺をひかせた。

佐々木の叔父は六月の第一航海に着きたれば、家財万端よく整ひ、何時も叔父の世話にのみなりたるが、老母は浮き世の荒ら波に心を痛めたる上、慣れぬ旅に身を苦しめ、其の上寒気は強く、到着後は兎角勝れず、遂にははたと床につき、遂に十一月十四日に此の世を去りたまひぬ。野辺の送りも心ばかり、円通寺といふに葬りたるが、折しも大雪の中なれば棺を櫓に挽かせたる程なりき。

▼生活の苦勞——扶持米の精米、薪の用意など、何かと不便で辛い日々であった。

此地にて第一に困りしは米搗きなり。そは御扶持米は皆玄米にて一日三合宛下さる。しかるに搗き白は七八軒に一つといふ不自由なれば、貸し借りの面倒やら又女子にて之を精げること中々の難儀なりき。今一つは寒国の常とて、冬中新の入用夥しきに、其の貯への尠かりしにより、雪の固まるを待ち、身を切る朝風を犯し薪取りに行くことの難儀とは、言葉にも尽くしがたきほどなりき。

▼明治四年移住一年目の元旦、高須にいる勝任と宅寛に陰膳を据えて新年を祝った。四月開墾した畑に種まき。収穫は僅かだった。老母の百ヶ日に寺参りをしたとき、容保父子にあい、言葉をかけられる。当主容大巡見時には長女が道普請に出て賞詞を受けた。

かくて明治四年の元旦となれば、餅も五升ばかり搗き、先づ高須藩にある主人及び宅寛に陰膳を供へ、鱈・鮭の魚類にて侘びしき正月を済まし、四月頃の雪融けより、宅の周りを開かんと芝草を焼き、鋤に

て掘り起し、赤小豆、豌豆などを蒔きたるが、種子の多過ぎたと覺しく、雑叢となり、収穫は甚だ少なかりし。青物類は誠に乏しく、アサツキ（葱の類）、欸冬、夏大根、馬鈴薯などの五、六に過ぎず。

自分は老母の百ヶ日に円通寺（むつ市田名部にある。当時、斗南藩庁がここにおかれていた。）に仏參せし折、丁度主君容保様御父子御同道、御附きの男女二名にて、新領斗南御巡覽のため此の寺に御滞在遊ばされたる故、直右衛門の家族として御機嫌伺ひに伺候せしに、思ひも寄らず御目通り許させられ、且つ「直右衛門不在にて家族一同難儀なるべし」との御言葉さへ賜り、身に余る面目を施したり。三月頃に御嫡子容大様やうやう御三つに成らせられたるが、御巡見遊ばさるるとて道普請には元枝も出でたるが、後に婦人として開墾に出精せる段奇特なりとの御賞美を受け、鎌一柄下し賜はりたるが、此の秋御兩所様とも江戸に御立ち遊ばされたり。

▼この年は大雪で、室内にまで雪が六センチほど降り込んだ。翌年は収穫も順調、勝任は名古屋に預け替えとなりさらに親類預けとなつて年末には田名部に帰着、翌年二月には罪科赦免となつた。

明治四年の冬は六十年振りの大雪とかにて、堅固の雪囲ひありながら、室内に降り込むこと二寸、明けて五年には開墾の地も広くなり、馬を畜へてこれに荷を運ばせ、大根、馬鈴薯などは多分に作り出し、一人前の農家に成りたるが、此の年九月に主人は高須より名古屋へ御預け替へとなりたるに、此の度は中々嚴重なりしも、名古屋は僅々四五十日なりしと見え、九月二十九日に佐々木老人死亡し、其の三十日祭として十月二十九日に佐々木に行きたるに、此の度名古屋より青森県へお預け替へとなり、近日下るべき事に定まりたりとの主人の書状に接し、一同の喜悅は筆紙に尽くしがたく、十一月二日には又々親類預けの姿を以つて宿元へ預け置くとの有難き御誼あり、日を経て警固として長男宅寛及び佐野定次兩人に命ぜられて、十二月二十九日とい

ふ年末に雪路踏み分けて田名部に帰著ありたれば、皆々出迎へて六年振りに（後に、明治六年とあるが明治五年の誤り。五年ぶりが正しい。手代木直右衛門らが名古屋藩・青森県預けとなり、さらに親類預けとなつたのは明治四年のこと。このあたり時間の経過に事実と相違する点がある。開墾地の拡大と収穫が多かつたのは、明治五年、直右衛門が赦された年のことも知れない。）始めて嬉しき新年を祝し合ひ、明治六年二月六日には主人の罪科御赦免あり。

▼四月、青森県庁に呼び出され中央政府任官の沙汰あり、上京して旧主の許可を得て左院少議生となる。この時容保は、饑の歌を与えた。

尋で四月十六日には青森県庁へ呼び出され、御用之有り上京すべしとの命ありければ、主人は一応御主君様に御伺ひ申して後に御返答申し上ぐべしと御受けして、五月三日函館より乗船し、江戸へ向けて旅立ち、やがて旧君に、任官差し支への有無を伺ひ出でしに、快よく御許可あらせられたるのみならず、前途を祝ふとて一首の歌をさへ賜はり、新政府に仕へて御奉公に力を尽くし呉れる様との御誼ありければ、其の趣届け出でたるに、早速左院勤務仰せ付けられぬ。（明治五年五月任官。月給七十円であった。）